

指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成の申請時に

個人番号(マイナンバー)を提出

することで、添付書類の一部を省略できます！



マイナンバーを利用した「情報連携(※)」により、申請時に必要な方全員のマイナンバーを記載いただくことで、申請に必要な添付書類の一部を省略することができます。

※ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(いわゆる「マイナンバー法」)に基づき、セキュリティ措置がなされた専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で、マイナンバーを使い、特定の個人情報をやり取りすることをいいます。

1 | 情報連携を行う申請

- 支給認定申請(新規及び県外転入※)
- 支給認定の変更※(氏名、住所、医療保険等。詳細はお問い合わせください)

※転入及び変更の手続きについては、令和4年1月から対象です。

2 | マイナンバーの提出が必要な方

自己負担上限月額を算定する際に基準となる方(受診者、支給認定基準世帯員(受診者と同じ医療保険に加入する被保険者)等)全員分を提出してください。

具体的には、下表のとおりです。

指定 難病	申請者(原則として受診者本人)	小児慢性 特定疾病	受診者
	支給認定基準世帯員		申請者(原則として保護者)
支給認定基準世帯員			

3 | マイナンバーの提出により、省略可能となる書類

- 住民票の写し
- 市町村民税所得課税証明書

【重要! 必ずご確認ください!】

以下の①又は②に該当する場合は、従来どおり所得課税証明書の提出が必要ですので、ご了承ください。

- ① 申請に必要な方のマイナンバーをご提出いただけない場合
- ② 加入する医療保険が被用者保険で、市町村民税非課税の方又は国民健康保険組合の方の場合

お問合せ … お住まいの地域を所管する保健所まで

(松江市にお住まいの方の、小児慢性特定疾病に関するお問い合わせは松江市役所が窓口になります。)